

本会の組織改編(素案)

1 岡山地域貢献活動センターについて

(1) 岡山地域貢献活動センターに関する今までの経緯

本会の動き	連合会の動き等
	平成9年1月23日(4月より助成事業開始) 地域貢献活動推進センター 設立 地域貢献活動推進基金 設置 ・都道府県建築士会の地域貢献活動センターへの財務的支援、情報・技術等の提供開始 ・同基金への募金活動開始
平成11年5月 岡山地域貢献活動センター設立 地域貢献活動委員会発足 ・会員建築士を2名以上含む団体等に活動経費の1/2を助成(助成限度額50万円) ・助成金予算150万円(連合会2/3、本会1/3) ・同委員会で事前審査の上、外部有識者を含む助成審査会において助成額を決定 ・その後、連合会の審査を経て助成 岡山地域貢献活動基金設置(特別会計) ・助成資金は特別会計で運用 ・当初の300万円(?)と寄付により運営 ・基金目標額 700万円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">「岡山地域貢献活動センター」の事業 (インターネットでの検索より)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡山県建築士会会員が参画する地域貢献活動に対する財政的支援 2 国・地方自治体及び関係団体からの建築士会に対しての人材派遣等に対する活動支援 3 その他、活動センター委員会が助成を必要と認めた地域貢献活動に対する活動助成及び活動費補助 4 活動センターの広報並びに寄付金の募集活動 5 推進センターとの情報・技術の交流と活動団体への情報・技術の提供 6 地域貢献活動に関わる調査・研究 7 その他、地域貢献活動の活性化に必要 </div> ・平成21年3月現在、894の事業に助成
平成21年度 平成11～21年度助成実績 62件	平成21年度 全都道府県の建築士会に基金が設置される
平成22年度 人材派遣事業実施要領 5月26日施行 ・活動を資金助成から人材派遣へ転換	
	平成23年頃 資金難から助成を中止
平成25年度 新法人への移行に伴い特別会計廃止	
令和元年度 寄付金募集の休止	

(2) 岡山地域貢献活動センターを取り巻く近年の状況

ア (公社)日本建築士会連合会

- ① 地域貢献活動推進センターは廃止又は活動を休止しており、地域貢献活動推進基金も廃止されている。
- ② 平成23年頃から都道府県建築士会の地域貢献活動への助成は廃止されており、ヘリテージマネージャーの推進等、社会状況を見据えてその活動は次のステップに移行している。

イ 社会状況

- ① 国や自治体が主導的に地域のまちづくり等を実施する時代から、民間主体のまちづくり等の時代となり、自治体や国の外郭団体等からの助成メニューが多く用意されている。
- ② まちづくりや地域おこし等に対して人材派遣などの支援を行うNPO法人等が多数設立され、すでに活発に活動している。

ウ 中四国各県の状況

県名	状況
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動センターとして活動している。 ・地域の団体等が行う事業への助成ではなく、支部や委員会等が実施する地域貢献事業に支出している。
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動センターとして活動している。 ・毎年度、助成対象事業を募集している。 ・各年度1～2件、1件あたり10万円程度の助成を行っている。 ・公益目的支出計画実施事業として継続する予定である。 (公益目的財産残額が0円になった後の実施は未定)
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動センターを社会活動委員会内の部会のひとつとして位置付けて存続させており、地域貢献活動団体への助成は継続している。 ・年間予算は40万円程度で、5～7団体に対し5～10万円の助成をしている。 ・地域活動センター部会としての活動は停滞しマンネリ化しているため、そのあり方について検討中である。
山口県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動センターは廃止している。 ・建築士会内部の組織が社会貢献活動を行う際の助成制度を別途設けている。
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動助成事業を継続している。 ・自主財源から1事業につき20万円を限度に4団体程度に助成をしている。 ・今後の継続については、財源確保の面から未定である。
香川県	<ul style="list-style-type: none"> ・基金が続く限り助成事業を継続する(残額約500万円)。 ・平成26、27年度は応募がなく、平成28、29年度は2年継続事業が1件のみ。 ・1団体の助成限度額は20万円、年間予算50万円。
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日に地域貢献活動センターは廃止した。 ・別事業として地域貢献活動助成事業を実施している。 ・特定資産としての約400万円の預金を取り崩しており、今後寄付を募る必要があるかもしれない。
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動センターはそのまま残しているが、助成事業については平成22年度の1件を最後に実績がない。 ・今後については検討中。

エ 本会の状況

- ① 会員数の減少に伴い、財政的余裕がほとんどない。
- ② 寄付金の使途が、岡山地域貢献活動センター設立当初の目的と異なっている等の問題もあり、募集を休止中である。
- ③ 人材派遣事業への応募はほとんどない状況である。
- ④ 各部会、委員会等で独自に地域貢献活動を実施している。
 - 《実施例》・継続的な木工教室の開催(東備支部)
 - ・小学校のキャリア教育への講師派遣(女性部会)
 - ・夏休み防災キャンプへの支援(地域づくりフォーラム21部会)
 - ・高等学校への出前授業の実施(教育・事業委員会)

(3) 岡山地域貢献活動センターに係る組織改編の方針(素案)

方針(案)
岡山地域貢献活動センターを廃止する。
理 由
1 設立根拠であった公益社団法人日本建築士会連合会の地域貢献活動推進センターがすでに存在しておらず、そこからの助成金がない。本会においては会員数が減少傾向にあり、連合会からの助成なしでは財政的にかなり厳しい。(寄付金だけに頼るのにも限度がある。)
2 現在では、地域のまちづくり・地域おこし等の活動に対する自治体等からの補助メニューが多く用意されていることに加え、人的支援を行うNPO法人等も多数活動している。すなわち、社会的基盤が整備されている。
3 本会においても支部・部会・委員会等により様々な形で地域貢献活動を実施している。すなわち、地域貢献活動を実施する体制が整っている。

(4) 岡山地域貢献活動センター内の委員会に係る組織改編の方針(素案)

地域貢献活動委員会
方針(案)：廃止する。
《理由》岡山地域貢献活動センターを廃止する理由に同じ。
住宅相談事業委員会
方針(案)：定款第47条第2項に規定する常設委員会に移行する。
《理由》
1 地元自治体とも連携して住宅相談会を定期的で開催している。
2 相談会には毎回一定数の相談者があり、今後も需要が見込まれる。
岡山県歴史的建造物委員会
方針(案)：委員会設置規程に基づかない会長直属の委員会として独立させる。
《理由》
1 平成26年9月12日付けで岡山県歴史的建造物委員会設置要綱が施行されており、委員会設置規程に基づかない委員会として運営されている。
2 建築基準法第3条第1項第3号の規定(保存建築物の建築基準法適用除外)による法適用除外のための基準案の作成や個別事案の審査などを所掌事務としているため、委員会の開催が不定期である。(突発的かつ集中的な審議が必要となる場合がある。)
3 大学教授等の外部委員との打合せや建築審査会を擁する特定行政庁との協議など対外的な交渉が必要なため、(通常の委員会とは異なり)会長を委員長としている。

(5) 岡山県歴史的建造物委員会に係る組織改編(素案)

ア 現在の運営における問題点

① 外部委員等について

岡山県歴史的建造物委員会設置要綱では委員の他にアドバイザーを置くことができることとなっており、同要綱が施行された際(平成26年9月12日)に平成28年10月31日までの任期で外部委員及び外部アドバイザーを委嘱している。ただし、同要領第4条では委員の任期は「岡山歴建委員会」の目的を達成するまでと規定されている。

これらの外部委員及びアドバイザーに対して詳細な説明をしていないままであると思われる。

《外部委員及び外部アドバイザー》(委員会設置当初)

役職	氏名	勤務先等
総合アドバイザー	後藤 治	工学院大学
アドバイザー	江面 嗣人	岡山理科大学
	金野 幸雄	一般社団法人ノオト
委員(意匠)	野口 弘行	明治大学
	横山 定	岡山県
委員(構造)	中治 弘行	鳥取環境大学
	宮本 慎宏	香川大学
委員(防火避難)	樋本 圭佑	建築研究所
	秋山 協生	岡山市消防局

② 運営委員会について

同要綱第12条に「同委員会から付託された事項の検討、同委員会のための資料収集、整理及び作成等のため、運営委員会を設けることができる。」と規定されており、当初は設けられていたが現在では組織がない。

イ 岡山県歴史的建造物委員会に係る組織改編の方針(素案)

同委員会において、現在、外部委員又は外部アドバイザーとどのような関係にあるのか不明なところであるが、委嘱した任期が切れて久しいこともあり、ここはリセットした上で、次のような運営方法を考えてはどうか。今後の運営方法の方針決定にあたっては、実務を担当している同委員会で検討していただきたい。

なお、運営委員会については「できる規定」であり、必要がなければ設置しなくてもよいと考える

① 運営方法(案1)・・・委員会とは別に外部委員の会議組織体を組織する。

本会会員で組織する同委員会とは別に、(仮称)アドバイザー会議を組織する。外部の専門家はすべてアドバイザーとして委嘱し、必要があるときに会長が招集し、アドバイザー会議を開催し意見を求める。

② 運営方法(案2)・・・アドバイザーを委嘱し、個別に意見を求める。

通年でアドバイザーを委嘱しておき、必要に応じ個別に意見を求めたり、本会委員で構成する委員会への出席を求める。

③ 運営方法(案3)・・・必要なときに必要な専門家に意見を求める。

特定の専門家にアドバイザーを委嘱せず、必要なときに必要な専門家に意見を求める。

一般社団法人岡山県建築士会
岡山県歴史的建造物委員会設置要綱

(参 考)

(目的及び設置)

第1条 一般社団法人岡山県建築士会(以下「本会」という。)は、歴史的建造物に価値を見出し、調査及び活用方法の提案等を行うことにより次に掲げる目標を達成し、もって地域に貢献することを目的に岡山地域貢献活動センター内に岡山県歴史的建造物委員会(以下「岡山歴建委員会」という。)を設置する。

(1) 岡山県内の重要伝統的建造物群保存地区及び町並み保存地区等の歴史的建造物を官民協働で修復及び修景するとともにそれらの創造的活用を図ることにより、国内において岡山県が一級の歴史的建造物保有県となること

(2) 伝統的工法に携わる職人が、地域で安定した活動ができ、かつ、技術が継承できる仕組みを整備することにより、誇りを持って意欲的に業務に携わることができる環境を整備すること

(所掌事務)

第2条 岡山歴建委員会は、次に掲げる事項について調査、検討及び作成を行う。

(1) 国土交通省住宅局建築指導課長の技術的助言(平成26年4月1日付け、国住指第1号)に基づき地方公共団体が定める建築審査会の同意のための基準案の作成

(2) 個別事案における、同技術的助言に基づいて地方公共団体が定めた建築審査会の同意のための基準への適合性の審査

(3) 第1号及び前号に定める事項に係る運用

(4) その他歴史的建造物の保全及び活用促進に関すること

(組織等)

第3条 岡山歴建委員会は、次に掲げる委員15名以内で組織する。

(1) 岡山地域貢献活動センター長

(2) 景観整備・ヘリテージマネージャー委員会委員

(3) 歴史的建造物の意匠、構造及び防火避難等に関する専門家

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、岡山歴建委員会の目的を達成するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 岡山歴建委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、岡山地域貢献活動センター長が就き、会務を総理し、岡山歴建委員会を代表する。

3 副委員長は3名以内とし、委員長が指名する。

4 副委員長は委員長を補佐し、第2条各号に掲げる事務を分担して所掌する。また、委員長に事故があ

るときは又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の選定)

第6条 委員は、委員長が指名する。

2 委員長は、個別事案の内容を勘案し、委員の解任又は選任をすることができる。

(会議)

第7条 岡山歴建委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(アドバイザー)

第8条 委員長は、第1条に定める目的を達成するため、学識経験者に依頼し、岡山歴建委員会にアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバー)

第9条 委員長は、調査審議のために必要があると認めるときは、オブザーバーとして関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第10条 委員、アドバイザー及びオブザーバーに対して、委員長が別に定めるところにより謝金を支払うことができる。ただし、本会会員を除く。

(実費弁償)

第11条 委員、アドバイザー及びオブザーバーがその職務を行うために必要となった旅費等については、本会費用弁償規程(昭和56年4月1日、岡建士規程第13号)に基づき支給することができる。

(運営委員会の設置)

第12条 委員長は、岡山歴建委員会から付託された事項の検討、同委員会のための資料収集、整理及び作成等のために必要があると認めるときは、岡山歴建委員会に運営委員会を設けることができる。

2 運営委員会の運営については、別に定める。

(会議の公開)

第13条 会議は、原則として公開しない。ただし、会議に出席した委員、アドバイザー及びオブザーバー全員が同意した場合は、公開できる。

(庶務)

第14条 岡山歴建委員会(運営委員会を含む。)の庶務は、本会事務局において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、岡山歴建委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

2 岡山ヘリテージマネージャー機構の外部組織化について

課題

建築士法第23条では、「建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて、都道府県知事の登録を受けなければならない。」と定められている。

岡山ヘリテージマネージャー機構は平成27年に本会の部会として設置され、現在では自治体等からの依頼も増え、少額ではあるが報酬を得て活動している実態があることから、建築士事務所登録の必要性を検討し、必要であれば独立した組織とすることも考えなければならない。

方針(案)

ヘリテージマネージャーの活動が活発になっているのは全国的な状況であり、この課題を抱えているのは本会だけではない。そのため、ヘリテージマネージャーの活動を推進している公益社団法人日本建築士会連合会の意見や他県の状況を注視して情報収集しつつ、当面は岡山ヘリテージマネージャー機構の内部で継続的に検討をする。

(参 考)

建築士法 第23条 第1項

一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあっては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

「建築士法の解説」（発行：日本建築士会連合会）より抜粋

建築士事務所の登録を受けなければならないのは、不特定又は特定多数人の依頼に応じ、対価を得て、反復継続して又はその意思を持って設計等の業務を行う場合であるから、個人又は研究所などが研究等の目的のため建築物の設計を行う場合は必要ない。

「建築物に関する調査若しくは鑑定」とは、建築物の構造、高さ、面積等の測定等通常建築士としての知識技能を必要とするような全ての調査又は鑑定の業務をいう。

「設計等」とは

- 1 建築物の設計
- 2 建築物の工事監理
- 3 建築工事契約に関する事務
- 4 建築工事の指導監督
- 5 建築物に関する調査又は鑑定
- 6 建築物に関する法令又は条例に基づく手続の代理

3 組織内の意思伝達をスムーズにするための方策について

課題

定款第22条第3項では、副会長、専務理事及び常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条に規定する業務執行理事としている。業務執行理事とは、業務の執行を委嘱された理事のことであり、理事会において意思決定した業務を実際に遂行する業務執行権がある理事のことである。にもかかわらず、現状では、委員会や部会の運営方針の決定や事業執行の意思決定へのかかわり方が薄いように感じられる。

方針(案)

本会では、運営や行事の企画・執行にあたって適正かつ円滑な遂行に資するよう「役員の職務及び分担業務に関する規程」を設けるなどしており、執行体制は確保されていると考えられる。事務局、各部会、各委員会などそれぞれに運営方法が異なるため、ルールを設けて一定の枠にはめることはできないが、担当業務執行理事が会議に参加して意思決定に加わるなどして、コミュニケーションを密にするよう努力する必要がある。各々が各自の責任をしっかりと果たし、それらの総合的な結果として本会が発展することが期待される。